一般不妊治療費助成事業申請書を提出されるみなさまへ

○対象となる治療

医療保険適用の不妊治療（例：タイミング法、男女の薬物療法・不妊検査、不妊手術）

○対象者

次のすべてに該当する方が対象です。

・市内に住所を有する法律上の夫婦。

・夫又は妻が医療保険各法の被保険者、組合員又は被扶養者。

・申請日の前年（１月から５月までの申請日については前々年）の夫婦合算所得額が**７３０万円未満**の夫婦。

※所得は、地方税法その他の市民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。計算方法は、【参考】参照。

○助成の内容

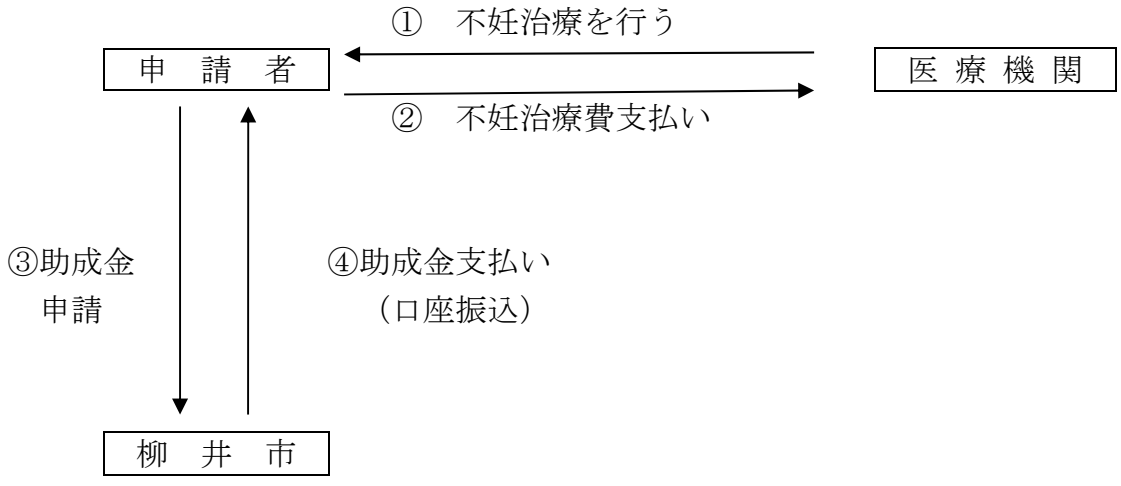
１年度当たり３万円まで、通算５年間助成。（３年目以降については、医師が必要と判断したものに限ります。）

○申請方法

・一般不妊治療費助成事業申請書を柳井市こどもサポート課又は柳井健康福祉センターへ提出してください。郵送による提出も可能です。

・申請書は、治療を受けた日が属する年度の３月３１日までに提出してください。
なお、３月に治療を受けられた方で、期限内の申請が困難な場合は、翌年度４月１５日まで申請することができます。ただし、当該年度、既に限度額まで助成を受けた方は対象外です。

【申請の流れ】



○申請に必要な書類

①一般不妊治療費助成事業申請書（第１号様式）

②一般不妊治療費助成事業医療機関等受診等証明書（第２号様式）

③法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類（１ヶ月以内発行のもの）

（例）住民票（続柄記載あり）

④夫婦の住所を確認できる書類（1ヶ月以内発行のもの）

（例）住民票（続柄記載あり）※③で提出する場合は不要です。

⑤ご夫婦それぞれの申請日の前年（１月から５月までの申請日については前々年）の所得を証明するもの

⑥医療機関発行の領収書（保険適用診療分）

※領収書の写しを提出する場合は、申請窓口へ原本を持参し、担当者による原本証明を受けた上で提出してください。

注意：他の制度（不妊治療（人工授精）費助成制度）と同時に申請する場合は、③と④の書類は省略できます。

【参考：所得額の計算方法】

地方税法の規定による所得額	＝	所得額（※１）	―	80,000 円（※所得のある方のみ）	―	諸控除（※２）

↑

ご夫婦の合算額が７３０万円未満の場合に助成

（※１）

・源泉徴収票では、「給与所得控除後の金額」

・確定申告書 A では、「第一表の所得金額の合計金額」

・確定申告書 B では、「第一表の所得金額の合計金額」＋「第三表の所得金額から株式等の譲渡を除いた金額」

・課税証明書では、前年所得の合計金額（自治体によって表記が異なります。「課税標準」の欄の総所得ではありません。）

（※２）

控除の種類	控除額
雑損控除	実際に控除された額
医療費控除	
小規模企業共済等掛金控除	
障害者控除（普通）	該当者数×270,000 円
障害者控除（特別）	該当者数×400,000 円
勤労学生控除	該当する場合　270,000 円

一般不妊治療費助成事業のＱ＆Ａ

１　助成の対象は、子どものいない夫婦だけですか？

【回答】

子どもの数に関係なく、不妊治療を受ける夫婦が対象となります。ただし、事実婚は、対象となりません。

２　医療機関は県内外どこでもいいのですか？

【回答】

医療機関は、産婦人科又は泌尿器科を標榜する県内又は県外の医療機関とし、指定医療機関はありません。

３　助成額３万円は夫婦それぞれに助成されるのですか？

【回答】

助成金額は、１年度の診療につき、１夫婦あたり３万円を上限とします。夫婦双方が、不妊治療を受けている場合は、双方の治療費（診断のための検査や治療効果を確認するための検査等治療の一環として実施される検査を含む）の年度間合計金額と３万円を比較して、低い方を助成します。

４　別々の医療機関で治療を受けた場合、申請書は１枚でいいですか？

【回答】

申請書は１枚でいいですが、一般不妊治療費助成事業医療機関証明書は複数枚必要となります。

５　振込み口座名義人は誰にしたらいいのですか？

【回答】

申請する夫又は妻の名義とします。